

○届出制手数料に係る手数料表

当社は、職業安定法に基づき、届出制手数料にかかる手数料表は下記の通りとなっております。

なお、個々の職業紹介における手数料については、申込書または契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人受理時の事務費用		当社は頂戴しません。
求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介サービス及び求人と求職者の照会その他紹介サービスに付随するサービス	成功報酬	【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50 % とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
		【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50 % とします。 ただし、労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、6ヶ月を最低とし、労働契約における契約期間の賃金の 最大 50 % とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬	職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50 % とします。 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

■ 返戻金制度に関する事項

当社からの紹介により採用された求職者が、自己都合により退職した場合、当社が受領した手数料のうち、下記の金額を求人者に返還します。ただし、紹介予定派遣による場合の手数料返還は行いません。

入社日より1か月以内の退職の場合	成功報酬の 80 %を返還します。
入社日より1か月超、3か月以内の退職の場合	成功報酬の 50 %を返還します。
入社日より3か月超、6か月以内の退職の場合	成功報酬の 10 %を返還します。



株式会社 電子技研

〒570-0005 大阪府守口市八雲中町2-10-10 3F

TEL 06-6909-0550 FAX 06-6909-0551